

公認心理師の科目の開講について

質問区分	質問		回答
	番号	内容	
大学及び大学院において開講する科目について	1	平成30年6月までに実習演習科目を開設する予定はないのですが、平成29年11月30日までに「確認申請書」を提出する必要はありますか。	必要はありません。平成30年6月までに実習演習科目を開設する場合以外における「確認申請書」の提出は、実習演習科目を開始しようとする日の6か月前までに提出していただくことになっていますので、実習演習科目を開始する予定に合わせて申請ください。
	2	実習演習科目以外の科目に関する「開講科目確認書」はいつまでに出せばよいのですか。	原則、実習演習科目の「確認申請書」を提出いただく際に添付いただきます。しかし、実習演習科目の開講が、実習演習科目以外の科目の開講より遅れる場合は、実習演習科目以外の科目を開始しようとする際に、「開講科目確認書」を提出いただければよいことになっています。（「開講科目確認書」は、実習演習科目以外の科目の開講6か月前までに提出するという必要はありません。）
	3	実習施設への実習担当教員による巡回指導を概ね週1回以上行うこととあるが、週1回実習を行う場合、毎回巡回しなければならないのですか。	回数が目安が週1回以上という趣旨なので、週1回実習を行うのであれば、実習5回につき1回以上程度巡回指導を行っていただければ結構です。
	4	実習施設の設置者の承諾書の様式はありますか。	様式はありません。任意の承諾書で差し支えありませんが、受け入れ開始時期、実習指導者や受け入れ学生数等の記載が承諾書にあれば、確認をスムーズに行うことができます。
	5	実習施設の設置者の承諾書は、その施設の設置者に承諾いただかなければならないのですか。	基本的には設置者に承諾いただくこととなりますが、施設長など承諾する権限をお持ちの方であれば、その方でも差し支えありません。
	6	実習演習担当教員は非常勤講師でもよいですか。	非常勤講師でも差し支えありません。
	7	確認申請書を提出する際に、併せて実習演習科目の時間数及び履修方法が明示されている学則等を提出することとなっていますが、学則以外でもよいのですか。	学則以外でも大学として公的な規則であれば、差し支えありません。
	8	どのような職種だと実習指導者として認められますか。	実習指導者の要件に職種は含まれていませんので、どのような職種であっても、業務経験等の要件を満たしていれば実習指導者として認められます。